

日医発第2337号(健Ⅱ)

令和5年3月17日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会 長 松 本 吉 郎
(公印省略)

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・
フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼」について
(周知依頼)

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について」は、平成26年5月9日付日医発第154号(地Ⅲ50)をもって貴会宛ご連絡申し上げました。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、その対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法に基づき肝炎対策基本指針を策定し取組を行ってきたところです。また、肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項については、肝炎対策基本指針第3(2)カにあるとおり、各医療機関に対し、組織的な取組をお願いしているところですが、必要な方に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く残されています。

今般、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を受検者本人が正しく認識できるよう、改めて、医療提供者において適切に説明を行うとともに、陽性者については確実に必要な精密検査、治療及びフォローアップへとつながるよう、管理者の下、体制整備への協力について、厚生労働省より本会宛別添のとおり、協力方周知依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

健が発0309第1号
令和5年3月9日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長



手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた
受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼

肝炎対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、その対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性等を定める肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成28年厚生労働省告示第278号。以下「肝炎対策基本指針」という。)を策定し、これに基づく取組や周知を行ってきたところです。

肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項については、肝炎対策基本指針第3(2)カにおいて「国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。」とされており、各医療機関に対し、組織的な取組をお願いしているところです。

平成30年度の診療報酬改定において、手術前医学管理料の算定留意事項として、本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供する旨が規定されました。さらに、令和4年度の診療報酬改定において、短期滞在手術等基本料についても、同様の取扱いが規定されています。(別紙参照)

また、肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項については、肝炎対策基本指針第4(2)アにおいて、「国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関

等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。」とされており、各関係者の協働による受診、受療、フォローアップの取組をお願いしているところです。

しかし、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、肝炎ウイルス検査結果が陽性であるにもかかわらず精密検査や肝炎医療を適切に受診していない者が多数に上ること等、必要な方に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く残されています。

つきましては、肝炎ウイルス検査体制の整備、受診勧奨及び普及啓発を効果的に推進するため、肝炎医療を専門とする医療機関や肝炎医療に関する業務に携わる者のみならず、それぞれの医療機関及びその管理者が肝炎対策の重要性を認識し取組を強化することが重要であり、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を、受検者自身が正しく認識できるよう、改めて、医療提供者において適切に説明を行うとともに、陽性者については確実に必要な精密検査、治療及びフォローアップへとつながるよう、管理者の下、医療の安全を確保するための措置の一環として対策を講じる等、体制整備にご協力いただきますよう、貴団体の会員への周知方お願いいたします。

(別紙)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発 0304 第1号) (抜粋)

A400 短期滞在手術等基本料

- (1) 短期滞在手術等基本料は、短期滞在手術等（日帰り及び4泊5日入院による手術、検査及び放射線治療）を行うための環境及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理や定型的な検査、画像診断等を包括的に評価したものであり、次に定める要件を満たしている場合に限り算定できる。
- (2) ～ (14) 略
- (15) 本基本料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合を含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

B001-4 手術前医学管理料

- (1) 手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「L002」硬膜外麻酔、区分番号「L004」脊椎麻酔若しくは区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。
- (2) ～ (7) 略
- (8) 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。